

条例対象事業の種類・規模の見直しについて

1 他都道府県・政令市の条例対象事業との比較

(1) 対象事業の種類（資料 5-1）

本県の条例対象になっていない事業で、比較的多くの都道府県・政令市において条例対象となっている事業は以下のとおりである。

- ① 電気工作物
- ② 水面の埋立・干拓
- ③ 新住宅市街地開発事業

(2) 対象事業の規模（資料 5-2）

本県の条例対象事業の規模要件は他都道府県・政令市と比較すると、概ね同等の規模要件になっている。ただし、風力発電については、法と条例の規模要件が同一となっている。

2 検討の方向性

(1) 電気工作物（資料 5-3）

ア 太陽光発電所

太陽光発電については、風力発電における低周波音やバードストライクのような、構造や仕組みに起因して生じる特有の環境影響は想定されないが、太陽光パネルの設置による動物・植物・生態系・景観等への影響や、工事用車両の通行などによる大気汚染、騒音、振動等の発生が懸念される。

県内においては、大規模な太陽光発電施設が多く計画されているため、他の都道府県・政令市の状況も参考に、条例の対象事業とする方向で検討する。

【都道府県・政令市環境影響評価条例】

- ・ 個別事業（太陽光発電所又は電気工作物）として太陽光発電を対象にしているのは5市のみ。
- ・ 大規模開発事業として、26 道府県・9 市において太陽光発電が対象となる場合がある。

{	「事業の種類を問わない土地の造成等」として該当・・・15 道府県、8 市
	「工場又は事業場の用地の造成等」として該当・・・12 県(1 県重複)、1 市

【長野県環境影響評価条例】

- ・ 大規模開発事業：すべて対象事業の種類を規定（住宅団地の造成：20ha 以上、ゴルフ場・スキー場の設置、工業団地の造成、別荘団地の造成：50ha 以上など）
- ・ 工場又は事業場：電気供給業については火力発電所（排ガス量 10 万 m³/時以上）のみが対象

参考）県内における大規模太陽光発電の規模別設置状況（事前相談等で県が把握しているもの）

	10ha 以上 20ha 未満	20ha 以上 30ha 未満	30ha 以上 40ha 未満	40ha 以上 50ha 未満	50ha 以上 100ha 未満	100ha 以上
稼働件数	1					
計画件数	5	3	3	2	2	3

イ 風力発電所

法改正に伴い、法と条例の対象事業の規模が同一となったため、先行して定めた条例の規定が「適用される機会がない状態」になっている。実務的には支障はないが、法と条例の規模要件が同一となっている他の4道県の状況も参考に、規模要件の見直しの必要性について検討する。

ウ 地熱発電所

地熱発電所については 25 都道府県・6 政令市で対象事業としているが、県内においては適地も多いと考えられることから、条例の対象事業とする必要性について検討する。

エ 送電線路

大規模な送電線路は複数の都道府県をまたがって設置されることが多いが、周辺の群馬県、東京都、富山県、山梨県及び岐阜県において対象事業としていることから、条例の対象事業とする必要性について検討する。

オ 水力発電所

ダム式の水力発電所の場合は、本県では「ダムの建設」として貯水面積が一定規模以上の場合には条例の対象となる。大規模なダムを併設しない水路式の水力発電所の場合は、一般的に環境への影響は小さいと考えられるが、その環境影響の程度を踏まえて、条例の対象事業とする必要性について検討する。

カ 火力発電所

火力発電所については、本県では「工場又は事業場」として、排ガス量が一定量以上の場合には対象となるため、条例対象事業としての検討は行わない。

(2) 水面の埋立・干拓

本県は海を有しておらず、大規模な埋立・干拓事業の実施は想定されないため、条例対象事業としての検討は行わない。

(3) 新住宅市街地開発事業

本県では「住宅団地の造成」としてより幅広い住宅地の造成を対象にしているため、条例対象事業としての検討は行わない。